

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

令和4年7月19日現在

滋賀県民のみなさま

各種支援策のワンストップ相談窓口 ☎077-525-5670

平日9:00~17:00

給付金等

低所得の子育て世帯への支援	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、児童1人あたり一律5万円を支給します。		各市町
住民税非課税世帯等への支援	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	世帯全員の「令和4年度住民税均等割が非課税」の世帯(お住まいの市町から確認書が届きます)または令和4年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯 ※申請が必要です)に対して、1世帯あたり10万円を支給します。 ※令和3年度に同給付金を受給した方を除く。		各市町
業務や通勤などで発症	労災保険給付	平均賃金の80%補償	業務や通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合に、労災保険給付の対象となる場合があります。	各労働基準監督署 (大津・彦根・東近江)
感染・感染の疑いで無給や減給	国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当の支給	国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の方で、新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受け取れる場合があります。		各市町
総合支援資金の貸付または再貸付が終了した方等	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	単身世帯月6万円 2人世帯月8万円 3人以上世帯月10万円	総合支援資金の貸付・再貸付の終了等により、更なる貸付が利用できない生活困窮世帯を対象に、就職に向けた活動をすることなどを条件に給付金を最大3か月間支給します。 (3か月を経過して状況に変化がなければ3か月の再支給が可能) 申請の受付は、令和4年8月末日までです。(再支給含む)	市にお住まいの方 各市 町にお住まいの方 県健康福祉事務所
休業手当を受けることができない方	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金(休業手当)を受け取っていない労働者に、休業前賃金の一定割合(上限あり)が、休業実績に応じて支給されます。 ※企業規模や休業した期間により対象者や支給額等が異なります。		厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
子どもの世話で仕事を休まざるを得ない方	小学校休業等対応助成金	本助成金は、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対して、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度ですが、事業主が本助成金を活用せず有給の休暇が取得できない場合に、上記新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによる労働者の直接申請が可能です。		小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口 (滋賀労働局雇用環境・均等室) ☎077-523-1190

給付金等	大学等の学費などの支援	授業料等の減免・給付型奨学金の支給	住民税非課税世帯および準ずる世帯、新型コロナウイルス感染症の影響により学費等の支援が必要となった場合に、授業料等の減免・給付型奨学金の支給の対象となる場合があります。		各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301
	文化芸術活動への支援	文化芸術活動継続支援事業	施設使用料の1/2	感染拡大予防ガイドラインを守って文化芸術活動をされる方に対し、施設使用料の1/2を支援します。	滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課 ☎077-528-3344
	スポーツ活動への支援	スポーツ団体等新型コロナウイルス感染症対策支援事業	①5万円以内 ②10万円以内 ※①②いずれも補助率3/4	①スポーツの練習、試合や教室開催等の活動を行うために取り組む感染症対策に対して補助金を交付します。 ②PCR検査や陰性証明書等の提出を条件とする近畿・全国大会等に出場する団体の検査費用に対して補助金を交付します。	滋賀県スポーツ団体等新型コロナウイルス感染症対策支援事業 事務局 (公益財団法人滋賀県スポーツ協会 内) ☎077-511-9955
貸付	休業・失業等で生活資金に不安生活福祉資金の貸付	緊急小口資金 主に休業された方等向け	20万円以内	受付期間:令和4年8月末 据置期間:令和4年12月末 (令和4年4月以降申請分は令和5年12月末) 返済期間:据置期間経過後2年以内	今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。
		総合支援資金(生活支援費) 主に失業された方等向け	単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内	受付期間:令和4年8月末 据置期間:令和4年12月末 (令和4年4月以降申請分は令和5年12月末) 返済期間:据置期間経過後10年以内	
	大学等の学費などの貸付	貸与型奨学金の貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し学費等の支援が必要となった場合に、貸与型奨学金の貸付の対象となる場合があります。		各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口または日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301
住居	収入減で家賃が払えない住むところがなくなった	住居確保給付金の支給	離職、自営業の廃止、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、経済的に困窮し住居を失うおそれが生じている方に対して、一定期間、給付金を支給します。		市にお住まいの方 各市 町にお住まいの方 県健康福祉事務所
	住むところがなくなった	県営住宅での一時的な受け入れ	新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等により住宅の退去を余儀なくされた方を対象に、県営住宅を6カ月間(最長1年間)提供します。		滋賀県土木交通部住宅課 公営住宅管理係 ☎077-528-4234

猶予等

納税が今は厳しい	県税の納税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響等により、一時に納税することが困難である場合には、納税を猶予できる場合があります。	各県税事務所
国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料(税)が払えない	国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料(税)の減免や納付の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料(税)の減免や納付の猶予が認められる場合があります。	各市町
介護保険料が払えない	介護保険料の減免や納付の猶予	世帯の主たる生計維持者の収入減少など一定の要件に該当する方は、介護保険料の減免や納付の猶予が適用できる場合があります。	各市町
国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の免除や納付の猶予	失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っての方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	各市町または各年金事務所
大阪ガス(株)のガス料金または電気料金が払えない	大阪ガス(株)の特別措置支払期限日の延長	詳細については、大阪ガス(株)にお問い合わせください。	☎0120-078-071
関西電力(株)の電気料金またはガス料金が払えない	関西電力(株)の特別措置支払期日の延長	詳細については、関西電力(株)にお問い合わせください。	電気料金について ☎0800-777-8810 ガス料金について ☎0800-777-7109
水道料金が払えない	水道料金の支払猶予	詳細については各市町等水道事業者にお問い合わせください。	各市町等水道事業者